

# ●厚生労働省「新型コロナウイルスワクチン接種の手引き」抜粋

厚生労働省による「新型コロナウイルスワクチン接種の手引き」によると、  
ワクチンを連携型施設・サテライト型施設へ移送する際、保冷バッグ等を、  
**「低温を維持して」「安定した状態で」**運搬することが求められています。

## (5) 冷凍ワクチンの冷蔵移送

超低温冷凍庫等において、保存されているワクチンを連携型接種施設及びサテライト型接種施設へ移送する場合は、以下の要件に留意すること

- ・ 保冷バッグの使用方法は、保冷バッグの蓋の内側に記載してある方法を遵守すること。
- ・ ワクチンは超低温冷凍庫から取り出したら速やかに保冷バッグに格納すること。  
(保冷バッグには、容量：10L程度、外気温 35℃で、12時間以上 8℃以下を維持できる性能が求められる。)
- ・ ワクチンの移送に要する時間は原則3時間以内とする（離島等の特別な事情がある場合においても12時間を超えることはできない。)
- ・ ワクチンの性質上、振動を避け安定した状態で運搬する必要があることを踏まえ、運搬に当たっては、保冷バッグを揺らさないよう慎重に取り扱うこと。また、移送に自転車やバイクの利用は避けること。
- ・ 運搬中は保冷バッグを開けないこと。

- ・ バイアルは、必ずバイアルホルダーで固定すること。移送中にわたりバイアルホルダーから飛び出さず直立して固定されている必要がある。
- ・ 一度保冷ボックスから取り出したバイアルは、原則として保冷ボックスに戻さないこと。ただし、保冷ボックス内で明確に区別できる場合は、溶解時刻がわかるようにした上で戻しても差し支えない。ただし、溶解後の保管可能期間は6時間であることに留意すること。

※ 移送に使用する保冷バッグ等（保冷バッグ、保冷剤、蓄熱材、バイアルホルダー等）は、国が購入し、超低温冷凍庫の配置場所1か所当たり4セット程度配送することを想定している。

なお、ワクチン本体の他、ワクチンの希釈に用いる生理食塩水、接種用注射針及びシリンジ、接種シール、添付文書、ラベル読替票等の付属品についても合わせて配送すること。

また、市町村、基本型接種施設、連携型接種施設又はサテライト型接種施設の責任において、小分けしたワクチンの移送を運送業者に委託することは差し支えない。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（1.2版）」 pp51-52より抜粋  
(令和3年2月9日・厚生労働省)

地域におけるワクチン移送には、外気温に左右されず、**振動が少なく安定した状態で運搬が可能な、冷蔵冷凍車のご活用がおすすめです。**